

D V 被害者調査票

平成29年7月18日より、番号法による情報提供ネットワークシステムの運用が開始されました。また、自分の情報等をインターネット上で確認できるマイナポータル[※]の運用も始まりました。今後は、特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の事務でも、マイナンバーを利用した情報連携が開始されます。それに伴い、マイナポータルでのご自身の情報の開示(※)の可否についてご意思を確認させていただきたいと思いますので、下記の項目にお答えをいただき、ご提出をお願いします。

(※) ご自身の情報は、ご自身しか見ることはできません。

- ① DVや虐待等の被害者である。
- ② 加害者の下から避難先市町村に避難している。

上記①または②にあてはまりますか？

【はい】

【いいえ】

年 月 日

(氏名) _____

※回答の結果は、情報連携の可否の判断に使用します。

上記以外には一切使用しません。